

公益財団法人 高岡市勤労者福祉サービスセンター 慶弔給付事業規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人高岡市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）の実施する慶弔給付事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(慶弔給付事業の範囲と実施方法)

第2条 慶弔給付事業の範囲は、別表1及び別表2のとおりとし、会員にその給付事由が発生したときは、給付金等を給付するものとする。

2 別表1の慶弔給付事業は、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会(東京都渋谷区代々木2-11-17)(略称、全労済協会という。)を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険契約(以下「保険契約」という。)を締結して実施し、センターまたは会員が保険契約の被保険者となるものとする。

3 別表1の給付金の給付の条件等は、保険契約に付帯する普通保険約款の規定によるものとする。

4 別表2の慶弔給付事業は、センターが独自に実施し、給付金等の給付の条件等は、センターが別に定めるものとする。

(給付の請求)

第3条 給付を受けようとする者は、所定の用紙に給付事由の発生を証する書類を添付して請求しなければならない。

2 給付の請求は、給付事由の発生した日の翌日から3年以内に行わなければならない。

(給付の決定)

第4条 理事長は、給付金請求書および添付書類を審査し、給付を決定したときは、給付金支払通知書により請求者に通知し、会費引落を行っている口座へ給付金を支払わなければならない。

(給付金の返還)

第5条 偽りその他不正行為により、給付金を受けた者がある場合は、理事長は、その者に対し、当該給付金および給付に要した費用を返還させることができる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人高岡市勤労者福祉サービスセンターの設立の登記の日から施行する。

2 公益財団法人高岡市勤労者福祉サービスセンターの設立の登記前に発生した財団法人高

岡市勤労者福祉サービスセンター共済給付規程による給付事由については、この規程による給付事由とみなす。

- 3 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、令和4年5月13日から施行する。

別表 1

給 付 事 由				給付金額(円)
祝金	勤続祝金	会員が勤続して右の期間を経過した場合	1 0 年	8, 000
			1 5 年	10, 000
			2 0 年	10, 000
			2 5 年	10, 000
			3 0 年	10, 000
			3 5 年	10, 000
			4 0 年	10, 000
	結婚記念祝金	会員が結婚して右の記念日を迎えた場合	2 5 周年(銀婚)	5, 000
			5 0 周年(金婚)	10, 000
還暦祝金	会員が満60歳に達した場合		10, 000	
死亡保険金	会員本人	不慮の事故により死亡した場合		50, 000
		疾病により死亡した場合	6 5 歳未満	50, 000
			6 5 歳以上	25, 000
死亡弔慰金	会員の配偶者が死亡した場合			20, 000
	会員の子が死亡した場合			10, 000
	会員の親が死亡した場合			10, 000
	会員の同居親族が住宅災害により死亡した場合			10, 000
重度障害・ 後遺障害 保険金	会員本人	不慮の事故により後遺障害の状態となった場合		50, 000～2, 000
		疾病により重度障害の状態となった場合	6 5 歳未満	50, 000
			6 5 歳以上	25, 000
傷病休業保険金	会員本人	傷病により 1 4 日以上の間を休業した場合		10, 000
住宅災害保険金	火災等による	会員の居住する建物・家財の損害の程度が右の割合となった場合	5 0 %以上	100, 000
			3 0 %以上 5 0 %未満	70, 000
			2 0 %以上 3 0 %未満	50, 000
			2 0 %未満	20, 000
	自然災害による	会員の居住する建物の損害の程度が右の割合となった場合	7 0 %以上	30, 000
			2 0 %以上 7 0 %未満	15, 000
			2 0 %未満	3, 000
			会員の居住する建物の床上浸水	

別表 2

給 付 事 由				給付金額(円)
祝金	結婚祝金		会員が結婚した場合	10, 000
	出生祝金		会員又は会員の配偶者が出産した場合	10, 000
	入学祝金	小学校	会員の子供が小学校に入学した場合	10, 000
		中学校	会員の子供が中学校に入学した場合	10, 000
死亡保険金	会員本人	65歳以上の疾病により死亡した場合(別表1の金額に加算)		25, 000
		会員が自殺により死亡した場合		50, 000
重度障害・ 後遺障害 保険金	会員本人	不慮の事故により後遺障害の状態となった場合 (別表1において、5, 000円を下回る場合、右記の金額内で加算)		3, 000
住宅災害保険金	自然災害による	会員の居住する建物の損害の程度が20%未満となった場合 (別表1において、5, 000円を下回る場合、右記の金額内で加算)		2, 000